

令和5年度 集団指導

令和5年11月

天草市役所 健康福祉政策課

令和3年度介護報酬改定で
「義務化」された項目への
対応はお済みですか？

令和6年4月1日以降において、
義務化された項目への対応が不十分である場合、
運営基準違反となります。

事業所内で確認をお願いします。

ハラスメント対策の強化

<概要>

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

<基準・条例>

運営基準(省令)において以下を規定(※地域密着型通所介護の例)、市条例も同様に規定

「指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づけ。(令和6年3月31日まで経過措置期間)

- 👉 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、**訓練(シュミレーション)の実施**
- 👉 通所系、多機能系、居宅介護支援、介護予防支援について、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施**

業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の作成、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務づけ。

(令和6年3月31日まで経過措置期間)

災害への地域と連携した対応の強化 ※通所系、施設系サービス

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

避難確保計画の作成等について

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に該当するよう配慮者利用施設については、避難確保計画や天草市防災危機管理課への報告、同計画に基づく避難訓練の実施等が義務付けられています。

高齢者虐待防止の推進

<概要>

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ。

(令和6年3月31日まで経過措置期間)

<基準・条例>

運営基準(省令)において以下を規定、市条例も同様に規定

- 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

高齢者虐待防止の推進

- 運営規程に定めておかなければならない事項として、「**虐待の防止のための措置に関する事項**」を追加。
- 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 2. 虐待の防止のための指針を整備すること
 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること
 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

認知症介護基礎研修の受講

認知症についての理解のもと、利用者主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ。

(令和6年3月31日まで経過措置期間)

※義務付けの対象外

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得しているは対象外。具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。

情報の収集（LIFE等）・活用とPDCAサイクルの推進

＜基準・条例＞

運営基準（省令）において以下を規定（※地域密着型通所介護の例）、市条例も同様に規定

「指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護介護を提供するにあたっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。」

※介護保険法第118条の2第1項

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等）

第118条の2 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「介護保険等関連情報」という。）のうち、第1号及び第2号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第3号及び第4号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 1 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 3 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項
- 4 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項

令和3年度介護報酬改定に伴う運営規程の取扱い

	感染症対策の強化	業務継続に向けた取組の強化	CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進	ハラスメント対策の強化	高齢者虐待防止の推進
経過措置等	取組の義務付け(3年の経過措置あり)	取組の義務付け(3年の経過措置あり)			①運営規程に定めるべき事項の追加あり ②取組の義務付け(3年の経過措置あり)
法令等の取扱い			運営基準(省令)改正あり	運営基準(省令)改正あり	運営基準(省令)改正あり
市条例の取扱い			市条例改正あり	市条例改正あり	市条例改正あり
運営規程での規定の要否	必要	必要	必要	必要	必要
運営規程の変更期限	R6.3.31	R6.3.31	R3.9.30	R3.9.30	①R3.9.30 ②R6.3.31
変更届出書	必要	必要	必要	必要	必要

業務管理体制の整備について

【事業者が整備する業務管理体制】

事業所数	整備すべき事項
1以上20未満	①法令遵守責任者の選任
20以上100未満	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備
100以上	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備 ③法令遵守に係る監査の実施

【業務管理体制整備の確認検査】

一般検査	届出のあった体制の整備・運用状況を確認するため定期的を実施 ※天草市では、指定更新手続き時に併せて書面検査にて実施します。(令和3年7月更新分から)
特別検査	指定取り消し処分相当事案が発覚した場合に実施

業務管理体制の整備について

【整備に関する届出先】

区分	届出先
指定事業所が3以上の地方厚生局の管轄地域に所在する事業者	厚生労働大臣
指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
全ての事業所等が1つの都道府県の区域に所在する事業者 (例) 事業所等が「 熊本県内のみ 」に所在する事業者、 居宅介護支援事業所のみ の事業者	都道府県知事 (例) 熊本県知事
全ての事業所等が1つの指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、全ての事業所等が1つの市町村内に所在する事業者 (例) 事業所等が「 天草市内のみ 」に所在する事業者	市町村長 (例) 天草市長